小田原市報

創刊号

発行所　小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人　石井重治
印刷人　石橋貞吉
小田原市幸1の129

市報発刊のことば

小田原市長　鈴木十郎

地方自治制度の確立は日本民主化の基盤をなすものとして、最も緊急な要務であります。従来の中央集権から一日も速かに地方分権の実が挙げられ、地方自治体が中央政府えの依存から脱却し真に自分達の政治を自分達の手でと言う、民主政治の基本的な問題を解決することによつて新らしい日本の基礎を確立しなければなりません。今回のシャウプ税制改革の主旨もこゝにおかれていることは、すでによく知られている通りであります。シャウプ博士が、その報告書の中で「強力な実力のある地方行政団体があれば、政治力は遠隔の地にあり、且つ個人とは無関係の中央政府に集中されるよりも寧ろ分散されて国民の身辺に置かれるのである」と言っていることは、地方自治と言うことが民主政治の基本的なものであることを断定しているものと言うことが出来ましょう。

我々の市が、我々の手によつて最も住みよい市として治められて行く、然かも、それは自治によつて—、即ち市民各自の手によつて—、と言う事であります。勿論市民はその為に市長を公選し、議員を市会に送つて居ります。正しい政治は議会制度を尊重することにあることは言うまでもありません。然しながら更にそれ以上に市民は常に自分達の選んだ市長が又議員が何をしているかに深い関心を寄せ絶えずこれに注意し、その施策と運営に誤のない事を期することが何よりも肝要であります。その為には、先ず市民の全部が市政を良く知ると言う事が最も大事な事であります。市民から払われた税金が如何に予算化され、どの様に使はれているか、具体的に言うならば学校や保健衛生の問題はどうか、水道、道路、下水等の事柄や、警察消防等は、どうなつているか、厚生社会施設等の問題は、又農水産や、商工業関係の対策はどの様に運ばれて居るか等、各般の点に亘つて充分知つておいて、絶えず市の当事者や市会を激励し、進んでこれに協力を与えることが必要であると思うのであります。但し、この場合これ等の事はあくまでも建設的な意味において、なさるべきであつて、徒な批判や攻撃にのみ終る事であつてはならないと思うのであります。斯うして、吾々の自治体を強化し、真に住みよいところにすると言うことに依つて、民主政治の基盤が確立することになるのであります。

私は市長に就任して以来早くも一年余になりますが、この間出来るだけ市民の方々に、市政に就いて知つていただく機会を作りたいと考え、広報委員会の活動を願つて、市内各地域で開かれる「市民の集い」に出席し市政の現状を知つていただく事に力めて参つたのでありますが、これだけでは未だ充分とは言えませんので、今回市報を毎月一回づつ定期的に発行する事になり、これによつて市民各位に積極的に市政の情況を報告し、これに対する認識を深めていただく事に致した次第であります。本年は恰も市制十周年に当りますので、今後広報委員会の活動と相まつて、市政のよき報道機関として、完全にその使命を果すことになれば幸であります。何卒市民各位の深い御理解と御支援とを御願い致します。

市報発刊に寄す

小田原市議会議長　野島功湋

今丁度、松原神社の春の大祭だ。おまつりだ。沢山の人出に、小田原市中大賑はいを呈しているところで、祭(まつり)の語源は、人々が待ち合うという意味から来ているとか、神様の前に沢山の人々が待ち合い集つて、行事をすることだ。

私達の住んでいるところを町(まち)という。人々が待合い、あつまつて聚落をなし、生活をしているところ、それが町なのである。村(むら)は即ち人の住みかたがむらになつているところであつて、それよりも人が多く集つているところが町なのである。

政治のことを、まつりごと、という。待ち合うこと、人が離れずについて来ること、衆智が自ら集まつて来ることを意味する。政治の妙諦は、衆智を集めて民衆の納得する様な政策を実施し、いやしくも民心を倦ましめないことに存する。

今回小田原市が市報を発刊するそうだが、誠に時宜に即した企てである。民主政治第五年目であるから、いさゝか遅きに失する嫌いがあるが、今からでも遅くはない。これが運用の如何によつては、それ位いのマイナスは十分取り返せる。編集當事者は大いに頑張つて貰い度い。

封建的な過去の日本政治を、最もよく言い現はしているのに、よらしむべし、知らしむべからず、という言葉がある。我々の先祖は、如何に此の思想によつて不幸にされたことか。祖国は如何にその文化の進展を阻害されたことか。

然るに今や小田原市に市報が発刊されて、市行政に関し、市民に知らしめなければならぬ事項は細大洩らさず速報され、市民の知り度いことは、親切に指示される。正に知らしむべく、よらしむべし。の民主政治に力強い一翼が加えられたというべきで、これでこそ自ら衆智も集まり、人心もまつり合い、市民の納得する政治が、明るく、朗らかに行はれるというものである。市民各位も亦市当局の真意を諒とされて、小田原市政発展と、市民生活向上のため、市報の活用と、その発展に御協力をお願い致し度い。（四、十六）

治療より予防へ

ツベルクリン反応・BCG予防接種

終戦後我が国の伝染病特に急性伝染病は画期的な減少を示し、慢性伝染病である結核も又僅かではあるが減少の傾向をたどりつゝある、だが結核で死亡する人は全国で十四万五千人、患者の総数は百五十万人と推定され、五十人に一人、或は十世帯に一人の割で患者がいるという驚くべき数字に気が付く

結核は結核菌によつて起る傳染病であるが、腸チブスや赤痢のように急性ではなく慢性的でありしかもこれは麻疹(はしか)と同じように誰でも一度はかかる病氣なのである

結核は多くの場合氣がつかぬうち感染し時の経過と共に、これがそのまま治つて了うか、又は除々に結核菌の附着した部分が大きくなつて発病となり、おかしいと氣付いた時はすでに長い斗病生活をしなければならぬ程病勢が進行しているのである、故に結核の予防は、この感染の時期を知ることが第一である、この要求に応じて発見されたのがツベルクリン反応検査であり、この検査によつて未感染者(陰性)と感染者(陽性)を確実に証明できる

陽性の者であつても発病せず健康に生活できるということは結核に感染したが完全に治癒し将来の結核再感染に免疫性をもつたというのである、この自然発疫に近い程度の防禦力を人工的につくり陰性者に対して発病の恐れをなくすために結核予防接種が作られた、結核予防接種(B・C・G注射)は、結核に発疫が成立すること、従つて再感染による発病は殆んどないという二つの事実に基いて行われるのである

B・C・G注射は一九〇六年、今から四十年前にフランスのパストール研究所のカルメット及びゲランという人により発見された、B・C・GはバシールのB(菌)、カルメットのC、ゲランのGをとつてつけたもので、結核予防接種の目的で減毒された牛型結核菌である

その後各国でこれが採り上られ、我国には昭和十三年に始めて採用され研究調査が行われた結果、今日廣く応用される域に達したのである

来る五月には三十才以下の全市民に対し予防接種法による結核の予防接種を実施します

一人々々が結核をよく理解してその予防に万全をつくされゝば国民病のいまわしき名を遠からず日本から駆逐されることゝ思います

殊に結核浸淫地区として県から指定されている小田原市においては結核予防は重大事です

どうか今度の接種を機会に全市民の心からの御協力を得てこの目的を達成したいと存じて居ります

なお、結核感染者であるツベルクリン反応陽性者に対しては保健所と協力してレントゲン検査も計画しております

"小事が大事"

不断の注意が何よりかんじん

戦災都市、非戦災都市を通じて今、共通のなやみの一つに住宅難があるといえる、この住宅難にありながら我が国では毎年新築家屋の約四割の数が火災によつて灰になつていると統計で示されている、これでは住宅難は何時になつても解消できない、火災予防の最終目標は「不燃都市の建設」即ち耐火建築による都市の不燃化であるが、現実の状態では未だ理想の域を出ず、燃え易い木造の建築が大半である、木造建築が増せば増す程火災発生の危険率は増大してくる、そこで火の用心の徹底が先づ第一となつて来る

本市の本年一月から四月初旬に至る僅か三ヵ月余の短期間の火災件数は、昨年一ヵ年の火災件数をはるかに越えて既に二十二件、その損害五百万円に達している、その原因は

炉の過熱、取灰、残火、焚火等の不始末	六件
子供の弄火	三件
煙突の過熱及び飛火	四件
電熱器の不始末	一件
ガソリン引火	一件
煙草の吸殻	一件
漏電及び放火の疑い	四件
不審火	二件
計	二十二件

となつており、その八割が火の取扱の不注意に起因している、要するに大火、小火の何れを問わず不注意が大半の原因、大火は、それに、風、水利の悪さその他が加わつただけだ、市民各位の不断の注意によつて、その八割に当る火災は勿論、放火以外の火災は絶無を期することも不可能ではない

消防署においても年初以来、消防団の協力を得て再三の火災予防宣傳、竈検査等を実施し、又、消防署員をして各戸毎に火気取扱状況その他の不良個所などを指導して参りました

今後共火災予防に努力することは勿論でありますが、市民各位の火気取扱に対する不断の注意を声を大にして御願いする次第であります

身体障害者の福音

身体障害者福祉法施行さる

▼四月二十四日から全国一斉に身体障害者福祉法施行記念週間が行われる

身体障害者が更生の能力がありながら乞食や街頭募金その他正常でない行為をして皆さんに呼びかけないやうに、身体障害者更生指導施設や中途失明者更生施設、収容授産施設、義肢要具製作施設、点字図書館、点字出版施設を拡充整備して温かい手をさしのべると共に福祉措置とし杖義肢、補聴器、車、椅子等を与えるとか就職のあつ旋、職業安定所への紹介、国有鉄道運賃の減額など国としても一通りは考え、又実施しておるので、皆さんも身体障害者が健全なる一般人と共に苦難な日本の現状の巌頭に立つて、より強くより明るく生きるために御協力下さい

▼身体障害者福祉法は、去る第六国會で制定されこの四月一日から施行されている、険悪な社会相の下に、全国で約八十万人いるといわれる身体障害者の自立的更正を促進するのが目的で、身体障害者の普通人とのハンデキャップを特別の権利や保護で補い、普通人と同じような社会的活動ができるようにするのが狙いである

▼同法による身体障害者とは、視力障害(盲)聴力障害(つんぼ)言語機能障害(おし)、肢切断又は肢体不自由、中枢神経機能障害で労働能力の失われているものであつて、且つ都道府県知事から身体障害者手帳の交付をうけたものとなつている

この手帳の交付申請は知事の指定した医師の診断書と意見書に写眞を添え市役所（厚生課）で所定の用紙に書込んで知事に申請することになつており、本市における知事の指定医師は次の通り

眼　四倉眼科医院
四肢　國立箱根療養所

二月定例会　議決條例

制定六改正七廃止一

二月定例議会で成立を見た条例は、制定六、改正七、廃止一計十四件で、その綱目は次の通り

一、小田原市水道使用条例の一部改正
二、市立商業高等学校並びに市立高等学校授業料その他徴収条例の一部改正
三、小田原市手数料条例の一部改正
四、市立伝染病隔離病舎における食費及び薬価に関する条例
五、小田原市監査委員条例
六、小田原市職員定数条例の一部改正
七、小田原市給与条例の一部改正
八、小田原市吏員退隠料等条例の一部改正
九、伝染病防疫作業従事職員の特殊勤務手当支給条例
十、危険作業従事職員の特殊勤務手当支給条例
十一、社会教育法施行条例
十二、小田原市営住宅使用条例
十三、小田原市税賦課徴収条例の一部改正
十四、住宅組合貸付金処理に関する条例を廃止する条例

以上の諸条例は、既に公布されて、すべて四月一日から効力を生ずるようになつている

五月　國民の祝日

憲法記念日　五月三日
日本国憲法の施行を記念し、国の成長を期する。

こどもの日　五月五日
こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかると共に、母に感謝する。

平和と希望のシンボル、祝日には、日の丸を掲げよう。

供出割當数量きまる

昭和二十五年度春夏作農業計画は、二月十六日県から指示され、四月五日農業生産組合長会議で個人別に割当を行つた。本市に割当てられた数字は次の通り

作物名	作付面積	反当収量	生産量	保有量	供出割当量
水稲	六、七二一反	二、六五〇石	一七、七八四石	—	—
陸稲	七八〇	一、〇〇〇	七八一	—	—
雑穀	八四九	九八	七八〇	—	—
計	—	—	一九、三四四	一二、六八三、三石	六、六六〇、七石

甘しよ	六三四反	工藝作物	三二反
園藝作物	一、二三一反	桑苗圃	一五反
飼料作物	三二〇反	森林苗圃	五二、六反

文化、観光、産業都市建設に邁進

市政方針を明かにす　鈴木市長

三月十四日、本会議再会の壁頭、市長は昭和二十五年度予算の説明に先だち、二十五年度の市政に対する全般的な抱負を明かにし、議会及一般の協力を得て財政事情のゆるす限り、積極的に継続事業、新規事業を行い、文化、観光、産業都市としての基盤を一日も速かに確立するものであることを明かにした　次に市長説明の全文を掲げる

昭和二十五年度歳入歳出予算その他について御説明を申し上げます前に昭和二十五年度の市政に対する全般的な私の考を申し上げ、皆様の御賛同と御協力を戴きたいと思います。現下、我国の状勢は国際的にも国内的にも一大転機に立つておると云うべきであります。戦后の混乱から立ち直つて、国民生活は一応、精神的にも物質的にも安定の軌道に乗りつつあることは、我々是認しうることと思います。この点においては明るい希望を持ち得ると思いますが、同時に他面において産業、経済その他社会生活のあらゆる面に亘り、金融の「ひつぱく」税金攻勢等ます〜深刻な様相を呈しつゝあることは、皆様承知の通りであります。更に食糧事情の好転は、農業恐慌を予測せられる処であり、産業事情の変動は失業者の激増を來しつつある現状であります。

これら各般の社会事情は、これを乗り切る我々国民の一大決意と覚悟とを促して居るのであります。これらの刻下の状勢は、小田原市の市民生活にも又、直ちに云い得ることでありまして、このきびしい現実の中に我々は、如何にして市民生活の安定を図り、將來の小田原発展の基礎を築くかは、本年度に課せられた一大課題であると思うのであります。

あたかも当市は本年が市制十周年に当り、我々はこの記念すべき年を更に意義あらしめるために産業、経済、教育、文化交通等あらゆる面に亘つて、市民生活の福祉増進を目指して、各種の事業計画を進めなければならないと思います。然しながらその事業の基礎となるべき市財政を見まするに、シャープ勧告案による税制改革は、その根本方針はすでに決定を見、これによつて地方財政確立の方向と自主性とが明らかにせられたのでありますが、その細部に亘る地方税法は現在未だ国会において審議中の事であり、これが当市の財政においては如何に影響して來るか。当市は従來相当額の入場税附加税の収入を得て來たのでありまして、これは市の大きな財源であつたのであります。然るにこの入場税附加税は本年度においては市の収入とならなくなつたのでありまして、これは当市にとつて相当の打撃であり、これに替る住民税の増額等は数字の上で補う事になつているとは云え、現実の枯渇した市民の担税能力を考へますれば、果して今後の財政運営の上に如何に現はれて來るかは、なかなか容易ならざるものがあると考えなければなりません。この間において私はこれ等の困難な事情を克服し市会の皆様方の協力を得て、財勢事情の許す限りにおいて、徒らに萎靡沈滞することなく積極的にこれを打開して、文化都市小田原、観光都市小田原としての基盤を一日も速かに確立し、神奈川県下の西湘方面に特殊な地位を占める小田原市の性格を発揮し、以つてこの地方一帯の文化中心地となることを目指して進みたいと思います。

この点についてはすでに昭和二十四年度においても、皆様方の非常なる御熱意と積極的な御配慮によりまして、当市は幸にして他の多くの都市と比較して、相当に沢山の事業を起して來たのでありまして、即ち主なる事業としては競輪場の開設小田原漁港の基礎調査の完了、幾つかの学校、校舎の新設、或は庶民住宅の建設等又、道路、河川の修築、公共事業による災害の復旧、失業救済等がそれであり、皆様方と共にいささか誇り得るものがあつたと思います。

更に二十五年度はこれから前年度のいくつかの継続事業の完成を速かならしめることを、緊急の要務としなければなりません。これにつきまして

◇

競輪事業においては、幸い小田原が発足以來きわめて順調に、全く無事故で健全な進展を見つつあることは御同慶の至りであります。その収益は直ちに、各種の社会施設として現われて來て居るのであります。本年においては、この競輪事業の一層の健全な発展を期待して、その運営に万全を期したいと願つて居る次第であります。

◇

漁港構築の問題は、いよ〜本年度よりその工事の第一歩をふみ出すわけでありまして、これに対しては、我々は一日も速かな完成を熱望するものであり、主務官庁である水産庁並びに経済安定本部及び直接の建設にあたる県当局との間に、数度に亘り折衝を重ね、予算獲得に努めて來たのでありますが、何分本元の水産庁の本年度における全国漁港構築総予算の枠が政府当局に対して二十数億円の要求を出して居たにもかかはらず、七億五千万円に大削減せられた結果、各漁港に対する構築予算も大巾に削減される結果となり、最初小田原漁港に対して我々は少くとも、第一年度予算約三四千万円を予想したのに対して、一千五百万円程度に削減の余儀ない事情に逢着しつつあります目下、これに対しては県当局と協力して水産庁に対して折衝を重ねつつあるところでありますが、最后的の通知に接しませんので、從つて地元分担金額も未だ決定を見るに至りません関係から、今回の予算においては、計上を一応さし控えたのでありまして、何れ総額の確定の上において予算上の措置を講ずる考えであります。但しこの地元負担金は確定すれば起債を可能と考えられるものであります。漁港構築の件については大体以上のようでありますが、この問題は將來の小田原にとつて水産関係は勿論、その他各種の産業、運輸等の上に、多大な発展を約束し得るものと確信致しますので、第一年度の工事も、一時も速かに着手すべく、県当局と協力して皆様と共に最善の協力を尽したいと考えて居ります。

◇

その他継続事業として公民館の建設、野球場の整備拡充、道路の建設整備庶民住宅の完成等、何れも実施致して参りたいと存じます。

新規事業については予算説明と重復する点もあるかと思いますので、簡単に私の希望を申し述べたいと存じます。先ず教育に於ては、学校教育施設の整備は勿論のこと、教職員の資質の向上に資するため、◇教育研修所の設置を特に考えましたが、尚社会教育の面に於て十分に考慮を払い、特に青少年の指導育成に関して十分関心を拂つて参りたいと存じます。

◇

社会施設に於ては失業対策事業に重点をおき、住宅問題の解決として庶民住宅の建設に対し競輪の収益を充てると共に、更に国庫の補助を仰いで、積極的に住宅難の打開につとめたいと思います。更に県営職業補導所の誘致についても努力致して参り、これが実現の見透しもついたわけであり、民生安定の一助として今后大いに役立つことを確信して居ります。国民健康保険の問題は昨年來の懸案でありますが、これが実施は念願されるところであり、この実現に対しても、国民健康保険準備委員会の活動に対して多大の期待をもつて居る次第であります。市民病院の問題も、皆様方非常な熱意を示めされているところでありますので、国民健康保険の問題と関連して十分考慮致したいと存じます。

◇

産業面に於ては前にも申した通り、この難局を打開する上に於ては格段の努力を必要と考えますので、商工業の振興、特に中小企業の対策に対しては意を注ぐべきであると考え、又農業恐慌に備えて、農業経営の合理化に努力致したいと考えるものであります。

◇

土木治水等に関しては、災害の防止に備え、その復旧の促進に努め、更に進んで道路橋梁の整備改善を図つて行きたいと存じ、此点、失職救済事業と結びつけて実施致してまいる考えであります。

◇

水道は本年度から特別会計として、独立採算制をとることにおはかりしてありますが、水道は市民の文化生活上、まことに重要な施設であり、その拡充につきましては十分意を注ぐべきと考えるものでありまして、幸、二十三年度以來の継続事業でありました貯水槽も最近完成を見るに至つた事は御同慶の至りであります。更に現在の取水の状況は必ずしも満足なものでありませんので、これに対して水源確保の必要に迫まられて居りますがこれは起債との関係もありますので、目下厚生省地方自治庁等に対して起債の実現の運動を致した居ります。

◇

治安の維持については、公安委員会の方々並びに警察当局にも日夜最善の努力を傾けて居られますが更に兇悪犯罪の防止の見地から警備力の機動性を増強することに重点を置き、又、消防につきましては、火災、水防の強化に一段の注意を払うことに致したいと考えて居る次第であります。本市の性格として最も意を注ぐべき

◇

観光事業に対しては、城趾公園の整備、その他プールの復旧、運動場の拡充等各種の計画を進めると共に、市制十周年の記念事業とも結び合せ、盛大に実施致したいと存じた居る次第であります。元來、観光都市という考え方に対して私は、各種の催し、企画等は勿論重要なものに違いありませんが、単にそれのみに期待しては、その実を挙げることは出來ないと考えて居ります。これには都市としての品位を高め、外來の者にも、その土地に親しみを持たせることが必要であります。即ち教育、産業、交通、衛生等各般に亘つて、行き届いた清潔な、健康的な、文化都市を建設することが先決であると存じます。この意味に於て、市政各般に亘り、観光都市建設を大眼目として施策を進めて行くことが必要であると考える次第であります。又、本年は

◇

市制十周年に当つて居りますので、これを意義づけるため、各種の新規事業は、これを記念する意味に於て企てられるべきであると思うのでありますが更に記念行事については委員会を設けて十分に検討していただき、意義ある催しを致したいと考えて居ります。

以上私の二十五年度に於ける希望の大要を申し上げましたが、何分にも財政上の制約を受け、十分意を満たし得ないことのあることは御了承をいただく必要があると思い又飽くまでも、市民各位の絶大な御協力を得るに非らざれば、市政の円滑な運営、発展は望み得ないところでありますのでこの点一層御協力をお願いする次第であります。

予算市会報告

提出案件四九件に達す

二月定例市議会

昭和二十五年度予算、その他附帯議案等を審議する二月定例市議会は、二月二十八日開会、野島議長会期を二十三日間と定める、案件は昭和二十四年度追加更正予算等会期中の追加提案を併せて四十九件に上り、二月二十八日、三月十四日、三月二十二日と三回の本会議を開き、その間重要議案は委員附託とし連日慎重審議の末、三月二十二日の本会議をもつて全案件を議了し同日閉会した

二月二十八日本会議

午後二時二分開会、出席議員は三十名、當日、昭和二十三年度小田原市歳入歳出決算、公安委員の任命及び公安委員の再任について、その他十件が上程され、鈴木市長外関係者が出席、市長より提案理由の説明が行われた後、昭和二十三年度決算については決算特別委員会にその審査を附託、その他については討論採決により原案の通り可決決定した、久保田伊八氏死亡後の欠員中の公安委員補充については今井德左衛門氏(46)を任命することに同意、任期満了による公安委員の再任については、前公安委員長田辺一雄氏(59)を再任命することに同意決定し午後四時五分散会した

三月十四日本会議

午後一時三十分開会、出席議員は三十一名、當日は、昭和二十五年度小田原市歳入歳出予算、昭和二十五年度小田原市競輪事業費歳入歳出予算、特別会計設置について（水道、公益質屋）及び昭和二十五年度小田原市水道事業費歳入歳出予算、昭和二十五年度小田原市公益質屋事業費歳入歳出予算並びに小田原市監査委員条例ほか二十六件が上程され、鈴木市長ほか關係者が出席、市長提案理由説明の後、慎重審議の結果、市起債条件変更の專決処分の承認については原案通り承認することに可決決定し、その他の諸案件については総務委員会に審議を附託し、午後六時二十七分散会した

三月二十二日本会議

午後二時十八分再会、この日の、出席議員は三十二名、鈴木市長その他関係者出席、市長当日提案の昭和二十四年度歳入歳出追加更正予算ほか二件につき提案理由の説明を行つた、次いで決算特別委員会に附託となつた昭和二十三年度決算につき小野春松委員長より報告があり、引続いて山橋勝藏総務委員長から総務委員会に附託となつた諸案件につき、報告を行い、そのうち昭和二十五年度小田原市歳入歳出予算並びに小田原市営住宅使用条例等について総務委員会による一部修正案の提出がなされた、討論の結果、決算については認定案の通り可決決定し、総務委員長提出の修正案については修正案通りその他の諸案件については、何れも原案の通り可決決定した

野島功潅市議会議長は特に発言を求め、終戦以來五年の今日未だ還らざる三十万余の同胞の上に思を馳せ、これが一日も速かに帰還できるよう決議したい旨提案し、全員異議なく別項の如き決議が行われ、内閣総理大臣、厚生大臣、衆参両院議長並びに引揚促進特別委員長及び神奈川県帰還促進援護会に提出することに決定した

かくて全日程を議了し午後三時五十四分、二月定例市議会は閉会となつた。

引揚促進について

決議

既に多くの海外抑留同胞がポツタム宣言に基いて連合軍総司令部当局の絶大な御好意によつて夫々その家庭に帰ることの出來ましたことは誠に感謝に堪えません。然しながら今なほ三十数万の抑留同胞の実態が明かでなく、その留守家族が不安焦燥の念にかられていることは人道の上からも忍び得ないところであります。

よつて我々は本問題が迅速にしかも満足に解決されるよう強く当該国並に世界の良識に訴えんとするものであります。

右決議する。

昭和二十五年
三月二十日
小田原市議会議長
野島功潅

編集室から

小田原市報は市行政その他の事項を広く知らせるため所謂広報として毎月二十日タブロイド二頁で発刊し、市内各世帯に配布致します。市民の皆さん全部に読んで戴きたいと考え、固くなく、さりとて余り柔かくないようにと編集しておりますが、中々思うようには参りません。編集方法に若し御希望なり御意見がありましたら、どしどし庶務課文書係まで御寄せ下さい。

今月は創刊号でもあり又、昭和二十五年度予算及び附帯議案等を審議する市議会の動きなどを掲載したので四頁となりました、地方税法の改正については、市民各位においても関心の的であり、これについてはハツキリきまつた後、來月に載せたいと考えています。

総務委員会委員長報告
七つの希望意見を附す
"二十五年度予算その他の委員会審議経過"

三月十四日本会議で総務委員会に附託された昭和二十五年度予算外三十件の議案に対し、本会議終了後、委員参集し、日程を打合はせた後一端散会、翌十五、十六、十七、十八及び二十日の五日間にわたり毎日深更に及ぶまで熱心に審議を重ね、総務委員会の一部修正案を附して三月二十二日本会議に委員長山橋勝蔵氏、審議経過を報告、採決の結果報告通り可決決定した、報告の要旨次の通り

特別会計を併せ総額九億余にのぼる尨大な数字であり、特に本年は市制十周年の記念すべき年でもあるので市発展の基礎をなすものとして審議は厳正、慎重を期し、市長の健全財政方針に則り委員会としても同様努めて均衡予算を建前とする方針をとつた

(歳入)

歳入の大宗を占める税收入につき目下シャウプ勧告に基く改正案が国会に上程されて居るが、その法律案によれば住民税、固定資産税であり他は地方配布税が廃止されてそれに代るべきものとして地方平衡交付金制度が大きく取り上げられて居る從つて歳入の検討は以上のものを重点とした第一の住民税については所得割においてこの税額補足が極めて困難であり一応原案による計上に止め固定資産税に於ては課税客体が明瞭であるから原案計上額を妥当と考へた、次に地方配布税であるが歳入予定額として前年度にうけた実績額二四、四四九、〇〇〇円が計上されて居るが、目下国会で審議中の地方平衡交付金法案(この法律の実施により地方配布税は廃止)及び政府予算によれば、地方交付金は一千五十億が計上され、これと昭和二十四年度の地方配布税総額六百六十七億及び国庫補助金の大半約二百二十億との差額百六十三億が増となつて來、幾分期待が持てるが結局、健全財政の見地から原案の通りとした、以上の通り歳出をこれ以上見込むことは危険であるとの結論に達し、唯、地方配布税に代る地方平衡交付金に若干その余裕ある外、その他の税外收入も増收困難として歳入の検討を一応うち切つた、

(歳出)

歳出についてはその半ばを占める人件費につき算出の基礎を充分調査した結果適当と認め、需要費につき行き先低落を見越して原案より更に削減を加え、事業費につき、各委員会の意のある点を考慮しその緊急性をもつものは増額し、この増額により止むなく地方配布税を三百万円歳入増加を計上して收支の均衡を図り一般会計予算について一部の修正をなした。

(修正内容)

市役所費において四十八万円余を削減、警察消防費において百二十六万円余を削減、土木費につき百七十七万円余を増、教育費においては増減の末一万円増、社会労働施設費において十五万円、保険衛生費につき増減により十九万円増、諸支出金中振興費について十五万円増、予備費を多少増額し、結局原案予算額より二百六十九万三千二十五円を削減し、五百八十四万四千三百三十五円を諸事業その他に増額したのでこの不足を地方配布税に求め收入のバランスを図つた

尚、本委員会の希望意見として、

第一に、本予算案は通年予算として編成提出されたものであるが需要費は先行き低落が予想せられるので修正を行つたのであり予算執行に当つては充分経理運営に留意されたい

第二に、久野共同住宅の修繕費については急速に実施計画を樹て予算の計上を図られだい

第三に、競輪事業についての諸経費の計上に相当節約を得られる点ありと思うので之が経理の適正を考慮されたい

第四に、税制改正も近きにあるのでこの実施を見た暁は速かに緊急事業の実現を図られたい

第五に、本予算において諸事業施行と一般経費の支出増大は止むを得ないが競輪事業よりの繰出し金を多額に計上しているが、余りに競輪收入に依存することは相当考慮を要するので今後は確定收入を得て計上するよう留意されたい

第六に、火災保険については一般会社の契約は保険料が高率であり昨年の通常市会でその加入を留保したが、全国市有物件災害共済会はその内容が充実化したことが認められるのでこれが加入につき考慮せられたい

第七に、農道の問題であるが本市は比較的本件に関し冷淡なようである、国庫補助金は多額にあるのであるから今後事務機構を整備して手続に遺憾なきを期し、充分に補助交付をうけるよう特に要望する

以上の希望を附し本総務常任委員会は、議案第十五号一般会計予算、議案第三十三号小田原市伝染病隔離病舎における食費及び薬価の徴收に関する条例、議案第三十五号小田原市職員定数条例の一部を改正する条例及び議案第四十四号小田原市営住宅使用条例の四件を修正し、その他の各件は何れも原案通り決定した以上、委員会の経過を報告したのであるが、議員各位におかれて御諒承の上、委員会決定通り賛成あらんことを切望する

昭和25年度小田原市歳入歳出予算概要

(歳入)

1 市税	154,628,446円
2 公営企業及財産收入	30,007,555
3 使用料及び手数料	9,443,316
4 国庫支出金	54,001,071
5 県支出金	8,105,486
6 寄附金	4,400,254
7 繰越金	10,000
8 雑收入	11,528,561
9 市債	14,000,000
歳入合計	286,124,689

(歳出)

1 議会費	6,302,267円
2 市役所費	39,257,087
3 警察消防費	27,823,271
4 土木費	50,985,740
5 教育費	44,917,610
6 社会及び労働施設費	33,271,558
7 保健衛生費	10,639,429
8 産業経済費	5,777,753
9 観光費	4,753,159
10 財産費	1,215,024
11 統計調査費	846,580
12 選挙費	923,404
13 公債費	6,966,468
14 諸支出金	12,332,345
15 予備費	1,153,864
歳出合計	286,124,689

昭和二十三年度決算
予算市会で認定可決

市長は、收入役が提出した昭和二十三年度小田原市歳入歳出決算に対し適当と認める旨の意見書を附し、二月二十八日議会の認定に附した、議会は直ちに決算特別委員会に審査を附託し、同委員会は三月十五日より十八日迄四日間に亘り連日証憑書類及会計帳簿を綿密に審査し、三月二十日は各学校、警察、支所、伝染病院及公益質屋を巡回し備品の管理、消耗品の受払につき実地調査を施行した、三月二十二日の本会議席上に於て、小野春松決算特別委員長は委員会審査の結果を大要、次のように報告した、

会計事務については、証憑書類一葉毎に精密審査を遂げたところ、何ら不法不当の收支を認めなかつた、証憑書類と会計帳簿との收支金額を対照したが、これ又、過誤の点はなく、昭和二十三年度小田原市歳入歳出決算は別載の通り相違なかつた。これを総覧するに、各費目の流用が非常に多く、此の点穏当でないから今後、予算と執行面の調和を計り、可及的にこのような費用の流用をなさゞるよう特に注意するなお、領收書調査の結果記入が簡単で細部に渉つての色別がないため了解に苦しむものがあつたがその使途につき誤りなきを確認した、又市税徴收のため管外に出張したものについては、滞納額と出張旅費とを対照し、その適否を調査した、なお学校、警察、支所、伝染病院及び公益質屋の備品については、その台帳も概ね整備し、管理も大体良好のものが多く、消耗品については、受払簿の設備なきもの多く、早速整備するよう各責任者に注意した、

以上の如く、決算特別委員会は、出來得る限りの努力を以て、精密審査した結果、不法不当の收支なきことを確認し、委員会は之を認定することに決定した、本議会に於ても、議員各位の御熱誠なる御賛同により、委員会決定通り可決あらんことを希望する

昭和23年度小田原市歳入歳出決算概要

(歳入)

1 市税	78,741,478,63円
2 公営企業及び財産收入	5,506,507
3 使用料及び手数料	6,637,857,35
4 国庫支出金	31,167,127,53
5 県支出金	10,783,101,96
6 寄附金	5,194,329,94
7 繰越金	566,805,30
8 雑收入	18,339,468,39
9 市債	26,225,000,00
10 繰入金	9,424,07
合計	167,090,137,46

計算書

歳入合計	167,090,137,46
翌年度より繰上金	21,130,000,00
計	188,220,137,46
歳出合計	168,271,690,92
歳入歳出残金 (翌年度へ繰越)	19,948,446,54

(歳出)

1 会議費	2,258,015,33円
2 役所費	18,948,243,96
3 警察消防費	18,245,388,68
4 土木費	9,628,359,20
5 教育費	49,483,764,63
6 社会及労働施設費	20,856,046,53
7 保健衛生費	13,420,914,61
8 産業経済費	5,972,587,20
9 観光費	849,703,01
10 地方振興費	1,699,490,50
11 財産費	598,887,20
12 統計調査費	231,858,90
13 選挙費	1,029,326,88
14 公債費	5,276,302,32
15 諸支出金	1,924,796,42
16 経済安定事業費	6,098,236,72
17 災害応急費	1,884,338,84
18 災害復旧費	9,745,400,00
19 予備費	—
合計	168,271,690,92

監査委員條例施行さる

解説

小田原市監査委員条例は二月定例会で議決成立、三月二十八日公布となつて四月一日から施行となつた、たつた四条であるが今後の監査委員の活動如何によつてその施行の意義は大きいと見られる

小田原市監査委員条例

第一条、本市に監査委員二名をおく。

第二条、監査委員の職務を補助させるため職員をおく。

前項の職員の定数については、小田原市職員定数条例の定めるところによる。

第三条、監査委員が監査の結果を公表する場合は小田原市公告式条例第一条及び第三条の規定を準用する。

第四条、この条例に規定するものを除く外、監査委員の職務執行に関して必要な事項は、監査委員が合議して定める

……◇……

(説明)地方自治体としての市の事務が適正確実に行はれることは、市全体の利益であるばかりでなく、市民の信託に応える所以でもある。本市は地方自治法第百九十五条の規定に基き、この条例により監査委員制度を設け、市の経営する事業の管理及び市の出納その他の事務の執行について、法令に違反して行われてはいないか、或は法令に形式的に適合していても内容において不当となつてはいないか、を監査して、市政の適確な運営に資さんとするものである地方自治法の規定によれば監査委員中の一人は、市会議員から、他の一名は広く学識経験者中から市長が市議会の同意を得て選任することになつている、この選任は極く近い将来に行われる筈である

監査の時期は定期監査と臨時監査とに分れ、定期監査は、毎年一回以上期日を定めて行い、臨時監査は、監督官庁又は市議会の要求があつたとき及び監査委員が必要を認めたとき、何時でも監査できることが地方自治法に定められている、監査の結果は、市議会及び市長に報告し、監督官庁から監査要求があつた時はその監督官庁に報告し、更に市民に公表して市民の関心に応えることになつている、その公表する場合の方法は、市の条例、規則等の公布の場合と同じく市の掲示場に掲示することによつて行われるそのときはこの小田原市報にもその概要を掲載することになろう

▼議員中から選任された監査委員には、報酬及び費用弁償を、学識経験者中から選任された監査委員及び監査委員の職務を補助する職員には給料、旅費及び退隠料を支給することが出來る旨地方自治法に定められているので、これを可能にするために「小田原市給与条例の一部改正」及び「小田原吏員退隠料等条例の一部改正」が行はれた

又、監査委員の職務を補助する職員による増員及び消防陣の充実、來るべき地方税制の変革に伴う税務機構の拡充による人員の増加を必要とし、「小田原市職員定数条例の一部改正」が行われたのである

授業料値下げ

市立商業高等学校及び市立高等学校の「定時制」の授業料が県立のものに比較して高額だつたので今度の条例改正によりこれを従來の半額に改め、四月一日から実施した

定時制というのは、特別の時季及び時間に於て授業を行う課程をいうのである

熱海に義捐金

熱海市大火に際し当市はいち早く、一般市民に義捐金を募集していた処、締切日四月二十六日迄に市役所厚生課、各支所及び民生委員宅の受付総額は、二十五万七千四百六十七円に達したので早速熱海市に贈ることになつた

月割納付制度生る

水道給水装置工事

四月一日から水道使用開始の申込者は、市民税の適当と認める保証人制度を廃止するとともに、給水装置工事費の納付方法を従来の一時納付から月割納付制度に改正して、次のとおり実施することになりました。

1　月割納付制度の適用を受けようとする者は、工事の申込みの際、工事費の百分の二十以上を納付し、残額を十二箇月以内に納付すること。

2　前項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

3　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

4　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

5　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

6　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

7　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

8　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

9　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

10　第一項の場合において、工事費の百分の二十以上を納付しないときは、工事の着手を保留することがあります。

赤井募金について

昭和二十五年度衣料切符の配給は、四月一日を基準として行なわれますが、未だ受け取られない人が多いようです。家庭内の事情で、衣料切符を受け取ることができない人は、市民課衣料切符係へ申し出て下さい。なお四月五日までに受け取られない場合は、四月六日以降は衣料切符の配給はできません。

衣料切符について

ベゼラー幻燈について

ナトコ映画会の御利用について

青少年保護育成運動週間

「市民の集い」報告

広報委員会版

小田原市報発刊にあたって

小田原広報委員会

委員長　押田仙吉

次回　市民の集い

5月12日午後7時半から

本町小学校講堂において

話題　見返租税法と市民衛生について

小田原市広報委員会

委員長　押田仙吉

副委員長　小林勇

委員　斎藤一郎　沼井忠治郎　杉山一郎　鈴木重治　鈴木義雄　関野勇　高橋清一　高橋清吉　武井武雄　田口武雄　富川伊佐雄　中村孝次　野島功雄　野島康雄　平塚勇　藤波清人　松井三郎　松井忠雄　松本勇　村田三郎　森田昭　山口武雄　山崎勇　吉田清一　渡辺十郎

常任委員　石井善治郎　石井善吉　大久保清　大塚勇　小野幸松　小林勇　斎藤一郎　佐藤清一　杉山一郎　鈴木重治　鈴木義雄　関野勇　高橋清一　高橋清吉　武井武雄　田口武雄　富川伊佐雄　中村孝次　野島功雄　野島康雄　平塚勇　藤波清人　松井三郎　松井忠雄　松本勇　村田三郎　森田昭　山口武雄　山崎勇　吉田清一　渡辺十郎

広報委員会事務局

小田原市役所内

電話　小田原（2）1300番